

e-Asia Joint Research Program (the e-ASIA JRP)
Japanese-Thai-Filipino Research Cooperation in the field of
“Functional Materials”
Joint Call for Proposals to be submitted by 7th May 2014

I. General Description

I-1. New Scheme for Joint Funding of Japanese-Thai-Filipino Research Cooperation

Based on the MOU, Japan Science and Technology Agency (hereinafter referred to as “JST”), National Science and Technology Development Agency of Thailand (hereinafter referred to as “NSTDA”) and Department of Science and Technology of the Philippines (hereinafter referred to as “DOST”), hereinafter singularly referred to as a “Party” and plurally as “Parties”, have agreed to establish a new scheme for joint funding of Japanese-Thai-Filipino cooperative activities. After consultations among the Parties, **“Functional Materials”** has been selected as the field of research in the e-Asia Joint Research Program (hereinafter referred to as the “e-ASIA JRP”).

I-2. Aim of Joint Call and Research Field

By strengthening multilateral collaboration among Japanese, Thai and Filipino researchers in the field of Functional Materials, the aim of the Joint Call is to pursue state-of-the-art technologies and solutions to issues common across the region, towards realization of an innovative and robust economy and society in East Asia.

I-3. Invitation of Proposals and Prospective Applicants

The Parties shall invite researchers from their countries to submit joint proposals for cooperative research projects in the field of Functional Materials, concentrating on:

1. Functional Surface Coating and Functional Surface Modification such as
 - Electroplating
 - Hydrophilic and Hydrophobic Coating
2. Innovative Materials and their Processing such as
 - Photocatalytic Materials
 - Graphene
 - Tungsten / Titanium Nano Wire
 - Carbon Nano Tube
 - Nanosheet

All applicants must:

- (1) identify regional issues in the field of “Functional Materials” and how their research proposals are expected to solve these issues,
and
- (2) fulfill their respective national eligibility rules for research grant application.

Researchers from industry may participate in the joint collaboration in accordance with national eligibility rules.

I-4. Financial Support

The Parties plan to support cooperative activities including sending and inviting researchers to the counterpart countries. In principle, JST will support expenses for Japanese researchers, NSTDA will support expenses for Thai researchers and DOST will support expenses for Filipino researchers.

I-5. Intellectual Property Rights

If a part of a research project funded by a Party, which is conducted by a researcher belonging to a single university or research institute, etc. (hereinafter referred to as the “Institution”), gives rise to a project result and that result can be separated from results arising from other parts of the project conducted by researchers belonging to another Institution or jointly conducted by researchers of more than one Institution, and said project result is protected as intellectual property, the Party which funds that part of the research project giving rise to the protected project result, or the Institution to which the researcher who conducted that part of the research project belongs, as the case may be, shall be entitled to the intellectual property in accordance with the provisions in II-3.1 or II-3.2 or II-3.3 which are relevant to each Party.

If a project result is a result of part of the research project jointly conducted by researchers belonging to more than one Institution, and said project result is protected as intellectual property, the intellectual property shall be jointly owned by a Party or Parties and an Institution or Institutions, as the case may be, and in accordance with provisions in II-1.5 or II-2.5 or II-3.5 which are relevant to each Party and those of the contract according to II-4, in proportion to the contribution of each participating Institution. The expenses required for the application procedure, etc., and the maintenance of rights shall also be shared by those which are jointly entitled thereto in the same proportion as that of joint ownership.

II. Support by JST/NSTDA/DOST

It is anticipated that one or two trilateral projects will be funded per call.

II-1. JST

II-1.1. Budget for Cooperative Research Projects

The budget for a project may differ each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese researcher over a full 3-year period (i.e. 36 months) should not exceed 15.6 million Japanese Yen (including overhead expenses) in principle. (For example, a proposal may envisage a budget of 5.6 million yen for the first year, 4 million yen for the second year and 6 million yen for the final year.) In case there will be clear scientific impact or merit which justifies the budget, applicants may request the total budget approximately 31.2 million Japanese Yen, including overhead expenses.

According to the budgetary limitations for this program, the amounts will be adjusted each year.

II-1.2. Cooperative Research Period

The duration of a cooperative research project will be three years (36 months) in total from the start date.

II-1.3. Details of Support

This program is designed to support additional expenses related to cooperation with Filipino and Thai counterparts for a Japanese researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia. A precondition for applying to this Joint Call is that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

II-1.4. Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of collaborative activities and may include some of the local research that is necessary for the collaboration.

(1) Travel expenses

In principle, travel expenses should be based on the rules of the institution to which the Principal Investigator (hereinafter referred to as the PI) belongs.

- (2) Expenses for holding symposia, seminars and meetings
- (3) Expenses for facilities, equipment and consumables
- (4) Expenses for personnel
 - Stipend or salary for a PhD student, or salary for a post-doctoral fellow.
- (5) Others
 - Expenses for creating software, renting or leasing equipment, transporting equipment, etc.
- (6) Overhead expenses
 - Overhead expenses should be, in principle, 30% of direct costs comprised of (1) to (5) above.
- (7) Expenses not covered/funded in the program
 - No expenses stated below will be covered under this program:
 - 1) Expenses related to acquiring real estate or constructing buildings or other facilities
 - 2) Expenses related to procurement of major equipment
 - 3) Expenses related to dealing with accidents or disasters which occur during cooperative research periods
 - 4) Other expenses unrelated to implementation of this cooperative research project

II-1.5. Contract between Applicant and JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered between JST and a university or research institute, or similar (hereinafter referred to as the “institution”).

The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period.

Since the contract is agreed on condition that all administrative procedures related to this project be handled within the institution, the PI should consult with the department in charge at his/her institution.

As for the contract between the Japanese institution and JST, it stipulates that Article 19 of the Industrial Technology Enhancement ACT (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the ACT on Protection of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) will be applied to all intellectual property rights belonging to the Japanese institution generated as a result of this project, and that these can be the properties of the institution with which the PI is affiliated.

II-2. NSTDA

II-2.1. Budget for Cooperative Research Projects

Despite expenditure of a project may differ in each year, depending on the content of activities, the total budget for the Thai researcher over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed 5 (five) Million Baht (about 150,000 United States Dollars) in principle.

II-2.2. Cooperative Research Period

The duration of a cooperative research project will be three years (36 months) in total from the start date.

II-2.3. Details of Support

This program is designed to support cooperative research activities with Filipino and Japanese counterparts for a Thai researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia. A precondition for applying to this Joint Call is that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

II-2.4. Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of transportation to enable collaboration, and of local research endeavours that are necessary for collaboration.

All budget items must conform to the rules and regulations issued by NSTDA.

II-2.5. Contract between Applicant and NSTDA

Support will be implemented according to a funding contract for the research, development and engineering project entered into between NSTDA and the Institution to which the researcher belongs.

Since it is the Institution which shall enter into the contract with NSTDA, the PI should consult with the officials responsible for coordination of receipt of research funding and the legal representative of the Institution.

The contract between Thai Institution and NSTDA shall be governed by the regulations of the National Science and Technology Development Board on funding for research, development and engineering projects, and all other relevant rules and regulations of NSTDA. All intellectual property rights (patents, utility model or design rights, rights to programs, databases and other intangible property and know-how,

and so on) which are results of the project funded under the contract shall be managed in accordance with the regulations of the National Science and Technology Development Board on management of results of projects funded by research, development and engineering project funding. In principle, NSTDA and the Institution(s) shall be jointly entitled to all intellectual property rights in the project results. The Institution, however, is entitled to a share of revenue generated from commercialization of the project results.

II-3. DOST

II-3.1. Budget for Cooperative Research Projects

The budget for a project may differ each year, depending on the nature and number of activities to be undertaken, but the total budget for the Filipino researcher group over a full 3-year period (i.e. 36 months) should not exceed about 15,000,000 Filipino pesos (350,000 United States Dollars) in principle.

II-3.2. Cooperative Research Period

The duration of a cooperative research project will be three years (36 months) in total from the start date.

II-3.3. Details of Support

This program is designed to support cooperation with Thai and Japanese counterparts for a Filipino researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia. A precondition for applying to this Joint Call is that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

II-3.4. Funded Expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of transportation to enable collaboration and, of local research endeavours that are necessary for collaboration.

All budget items must conform to the rules and regulations issued by DOST.

II-3.5. Contract between Applicant and DOST

DOST and the Philippine Institution to which the Filipino PI belongs shall enter into a Memorandum of Agreement for the implementation of the project. The Filipino PI shall

be the one primarily responsible for all project activities in the Philippines.

Matters related to intellectual property resulting from a project shall be governed by the provisions of the Philippine Technology Transfer Act of 2009 and other related rules and regulations.

II-4. Contract among Researchers

A contract for cooperative research shall be made for implementing actual research collaboration. The contract for cooperative research shall include conclusions of discussions among Parties which are entitled to intellectual property arising as a result of research collaboration, and Institutions concerned, on the issues regarding treatments of research information brought by researchers involved for the implementation of research collaboration, of research achievements as a result of research collaboration and of intellectual properties with among the concerned parties.

The agreement so concluded shall be reported to the Parties.

III. Application

A common application including researchers from three countries shall be submitted to each of the Parties in parallel. The application shall be written in English. For the Japanese applicants, project titles and a summary of the project shall also be submitted in Japanese.

The application shall include:

- a) Project description including how collaboration will be carried out, with clear statements of what roles Japanese, Thai and Filipino researchers will play respectively in the project;
- b) Description of the regional issues to be tackled by the proposed project and the expected outcome when the proposed project is conducted, scientifically as well as in terms of its relevance for the industry and society;
- c) Description on the ongoing activities and specific advantages of each group respectively, which form the basis for the proposed joint project;
- d) Description on the expected value added from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each group complement each other;

- e) Description of how the project is expected to help strengthen multilateral research collaboration over the longer term;
- f) Description on the expected value added from the multidisciplinary approach in the proposed joint project; and
- g) Description on how the proposed joint project interacts with or impacts on other comparable activities worldwide.

III -1. Application Forms

For Japanese researchers applying to JST, the following application forms shall be prepared in English (“E”) and partially in Japanese when indicated as “J”.

Form 1J/E Application outline (title of cooperative research project, names of PIs, cooperative research period)

Form 2J/E Summary of the Project

Form 3E Information on PIs (their CVs*)

Form 4E List of individuals committed to the cooperative research project in the Philippines, Thailand and Japan

Form 5E Description of the cooperative research project including the points stated above *-maximum of 6 pages-* (including funds provided from other sources that support the existing on-going activities)

Form 6E Research Networking Plan

Form 7 E Papers and other publications by the Japanese-side PI in the past 5 years

Form 8 E Papers and other publications by Thai-side PI in the past 5 years

Form 9 E Papers and other publications by Filipino-side PI in the past 5 years

Form 10E Budget plan for the project

For the Thai researcher applying to NSTDA, the project proposal shall be prepared in English in accordance with the form specified by NSTDA.

For the Filipino researchers applying to DOST, the project proposal shall be prepared in English in accordance with the form specified by DOST.

** The description shall include short Curriculum Vitae (CV) from Japanese, Thai and Filipino PIs, which include basic information on education, past and present positions and membership of relevant organizations/associations. Each description should not be more than 1 page of A4.*

III-2. Preparation of Application Forms

Applicants should fill in the particulars in all the application forms listed in III-1 above.

III-3. Submission of Application Forms by Filipino, Thai and Japanese Applicants

Japanese applicants should send their application forms to JST by 17:00 (Japanese Standard Time) by 7 May 2014, through the on line application system (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>).

Thai applicants should send their application forms to Department of International Cooperation, Ministry of Science and Technology by the end of 7 May 2014.

Filipino applicants should send their application forms to DOST at the Office of the Undersecretary for Research and Development by the end of 7 May 2014.

IV. Evaluation of Project Proposals

IV-1. Evaluation Procedure

A Review Panel specializing in the field of Functional Materials, consisting of one expert from each country represented will evaluate all proposals.

Based on the results of the evaluation, a decision will be made at the Board Meeting of the e-ASIA JRP regarding which proposals to select for funding.

IV-2. Evaluation Criteria

The following general evaluation criteria will apply to each application:

1) Conformity with the Aims of the Joint Call and the Research Field

The proposed activity shall conform to the aims and the research field of the Joint Call. It is considered as a pre-requisite that the applicants shall have sufficient research infrastructure to pursue the proposed activity.

2) Capability of Research Leaders and Current Research Activities

The PIs in each country shall have the vision and the experience (or the potential in the case of younger researchers) to reach the project goals during the period of support.

3) Effectiveness and Synergy of the Joint Research Activity

The proposed research activity shall be advanced, novel and internationally highly valued. The activity shall have a significant impact on science and technology development or shall contribute to solving internationally shared issues. The activity shall create innovative technological seeds to trigger new industrial capabilities in the future.

Activities producing synergetic effects from collaboration are especially desirable. For example, activities which can leverage the knowledge, skills and experience of all counterparts, activities which can utilize the special resources and the geographical features of all counterparts, etc.

4) Validity of the Research Plan

The research activities and their expenses, including the sharing of research activities with counterpart research institutes, shall be appropriately planned.

5) Effectiveness and Continuity of Exchange

The proposal shall contain activities to enhance sustainable research exchange. For example:

- (a) Nurturing of young researchers through research activities;
- (b) Sustainable development of research exchanges initiated by this activity;
- (c) Expanding international research networks among researchers, including those other than the PIs and members of this activity.

6) Validity of the Exchange Plan

Research exchange activities and their expenses shall be appropriately planned.

IV-3. Announcement of Decision

Applicants will be notified of the final decision by September 2014 regarding which projects will be funded.

V. Responsibilities of PIs After Proposals are Approved

After the proposal has been approved, PIs and their affiliated institutions will observe the following when carrying out the cooperative research and utilising supported expenses.

V-1. Annual Progress Report

V-1.1 Annual Progress Report to the Scientific Advisory Council

At the end of each fiscal year, the PIs shall promptly develop and submit an integrated progress report to the Scientific Advisory Council of the e-ASIA Joint Research Program on the status of joint research.

V-1.2 Annual Progress Report to JST

At the end of each Japanese fiscal year (March), the Japanese PI shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the PI is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses.

V-1.3 Annual Progress Report to NSTDA

Thai researchers funded by NSTDA shall submit a progress report every 6 (six) months. The report shall include updates on financial status and on technical aspects of the project. The transfer of the installment of funding for the next period shall be subject to submission and duly acceptance of progress report of the previous period.

V-1.4 Annual Progress Report to DOST

At the end of each fiscal year, the Filipino PI shall submit to DOST a regular semi-annual progress report within a month after the first semester of implementation. For multi-year projects, an annual technical report shall be submitted to DOST after each year of implementation.

In addition to the progress report, a financial report, duly noted by the Head of Agency or its duly designated representative and certified by the agency accountant, shall likewise be submitted to DOST within two (2) months after the end of each year of implementation.

V-2. Final Report

V-2.1 Final Report to the Scientific Advisory Council

After completion of the period of joint research, the PIs shall, within one month, jointly produce and submit an integrated final report to the Scientific Advisory Council on the results of the joint research.

V-2.2 Final Report to JST

After completion of the period of joint research, the Japanese PI shall, within one month, submit a final report on the results of the joint research. The final report should include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by all members of the Japanese research group. If papers describing the results of research exchange are presented to academic journals and/or societies, etc., which is expected by the Parties, copies of those papers should be attached separately to the final report.

The institution with which the PI is affiliated shall submit a financial report on supported expenses within the same time frame.

V-2.3 Final Report to NSTDA

After completion of the period of joint research, the Thai PI shall submit a final report on the results of joint research within one month to NSTDA. The final report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by all of the Thai research groups, and elaborate on financial and technical aspects of the project. If papers describing results of research exchange are presented to academic journals, societies and so on, which is expected by the Parties, copies of such papers shall be attached to with the final report.

V-2.4 Final Report to DOST

Upon completion of the project, the Filipino PI shall submit to DOST a technical terminal report no later than three (3) months after completion. The report shall include a pre-print manuscript and information on patentable inventions, if applicable.

A terminal financial report shall be submitted within three (3) months after project completion. Any balances/savings and income/interest earned shall be reported and reverted to DOST within three (3) months after project completion.

Japanese applicants should contact the following for further information:



Dr. Go Totsukawa and Shoko Hirakawa (Ms.)
Department of International Affairs
Japan Science and Technology Agency
Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379
Email: easiajrp@jst.go.jp

Thai applicants should contact the following for further information:



Dr. Somnuk Sirisoonthorn (for technical issues)
Dr. Pattharaporn Suntharasaj and Sininard Wangdee (for coordination)
International Cooperation Division
National Science and Technology Development Agency
111 Thailand Science Park
Klong Luang, Pathumthani 12120
Tel : 66(0)2 564 7000 ext 71530
Fax : 66(0)2 564 7003
E-mail: ic@nstda.or.th

Filipino applicants should contact the following for further information:



Elenita M. Leus
International Science Relations Officer IV
International Technology Cooperation Unit
Department of Science and Technology
Tel. +632-837-2071
Email: ellen@dost.gov.ph

日本側応募者への応募にあたっての注意事項

本公募は、現在、文部科学省の「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめ(注1)を踏まえて検討されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」「(平成19年2月文部科学大臣決定)及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)等の改正を前提として行うものであり、平成26年度以降に適用されるガイドラインの改正内容等によっては、本公募要件、採択後の委託研究契約書及び委託研究契約事務処理説明書等を変更する場合があります。

(注1): http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/09/1339981.htm 参照。

本項と併せて本事業ホームページもご覧ください。

JST 国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)

<http://www.jst.go.jp/inter/cooperation/cooperation.html>

1 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報」の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上の採択された研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

3 e-Rad からの内閣府への情報提供等

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度等(※1)の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※2)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作

業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。e-Rad については本別紙の「19 e-Rad を利用した応募方法」をご参照ください。

※ 1 他の具体的な対象の競争的資金制度については、下記の内閣府のホームページでご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

※2 「府省共通研究開発システム(e-Rad)」とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムのことです。

4 不合理な重複・過度の集中に対する措置

4.1 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- ・ その他これに準じる場合。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

4.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合

- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

4.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.4 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの情報に関して不実記載があった場合は、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

5 研究費の不正使用および不正受給への対応

本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等(共謀した研究者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※1}等を含む、(以下同様))に対して、下記の表の通り、本事業への応募及び新たな参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究費の不正な使用等を行った研究者等については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます(不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます)。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成26年度に新たに公募を開始する制度及び平成25年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容等を、他の競争的資金制度等の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。また、本制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表します。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。「申請及び参加」とは、新規課題の提案、公募に応募すること、共同研究者として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務※1に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

（注）平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題（継続課題を含む）について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正（平成 24 年 10 月 17 日）による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成 24 年 12 月 28 日付で規則改正しました（施行日は平成 25 年 1 月 1 日）。上表の制限期間は、変更後のものです。

特に 2 の項、4 の項及び 6 の項における資格制限期間は、平成 25 年度当初予算以降の事業等（前年度から継続して実施する事業を含む。）の不適正な経理処理等について平成 25 年 4 月 1 日以降、適用します。

※1 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

6 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動に関する特

別委員会)等に基づき実施されます。当該ガイドラインは、現在、『公正な研究活動の推進に向けた「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について(審議のまとめ)』(平成26年2月3日「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議決定)を踏まえて見直しが検討されており、本公募は当該ガイドラインの見直し内容を前提に行うものです。

研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、見直し後のガイドラインを遵守することが求められます。

なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、以下のホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/021/houkoku/1343910.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、不正行為が認定された日以降で、その日の属する年度及び以下に定める翌年度以降1年以上10年以内の間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者	2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

(注)平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成 24 年 10 月 17 日)を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成 24 年 12 月 28 日付けで規則改正しました(施行日は平成 25 年 1 月 1 日)。上表の制限期間は、改正後のものです。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 26 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 25 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。

7 採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務

7.1 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次を掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)の履修義務について周知することを約束する。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(注)本項の遵守事項の確認文書提出および研究倫理教材の履修義務化は、平成 25 年度以降に採択される研究課題に適用されます。

7.2 研究倫理教材の履修義務

参画する研究員等は、研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。

8 関係法令など研究を進める上での注意事項

8.1 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

【参考】「経済産業省」の安全保障貿易管理ハンドブック(2012年 第6版)

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

【参考】一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

【参考】安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8.2 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画書上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等（生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書）の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ホームページ

<http://www.cbd.int/>

8.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見ることができます。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>

8.4 人権及び利益の保護

研究計画書上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

8.5 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画書上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

8.6 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

8.7 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

8.8 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

9 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに指定した書式により JST に報告することが必要となります。

10 繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JST では単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています。繰越制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。

11 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h25a/keihi_toriatsukai_kubun.pdf

12 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成 22 年 6 月 19 日)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づ

けています。1 件あたり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

13 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

1) 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

- ・ 研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為(*1)又は不適正な経理処理等(*2)(以下、「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。
- ・ 具体的には、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成 18 年8月8日科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定・平成 26 年2月 18 日改正)に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。

(*1) 研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用

(*2) 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

2) 「体制整備等自己評価チェックリスト」について

- ・ 研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)により定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。
- ・ 新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究(開発)チームに参加する研究機関は原則として、研究開始(委託研究契約締結日)までにチェックリストを府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いて文部科学省へ提出してください。
- ・ 他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、委託研究契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、改めてその提出が必要となります。
- ・ なお、平成26年4月以降に、チェックリストが新たな様式に変更され、再度、新様式による提出が必要となる予定です。文部科学省からの周知に十分御留意下さい。
- ・ チェックリストの提出に関する周知は、文部科学省のHP及び e-Rad に登録された「事務代表者」宛てのメール連絡により、行われる予定です。
- ・ チェックリストの提出にあたっては、研究機関において e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録を行っていない機関にあっては、早急

に手続きをお願いします（登録には通常2週間程度を要します）。手続きの詳細は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Rad に「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。

- ・ チェックリストは、文部科学省の案内・HPで最新情報を確認の上、作成ください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

○「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

○体制整備等自己評価チェックリスト 用語解説

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/icsFiles/afieldfile/2011/09/05/1310714_01.pdf

なお、平成 26 年2月 18 日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

3) JST における研究開発活動の未然不正防止の取組みへの協力

- ・ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組みの一環として、JST は、平成 25 年度以降の新規応募による事業に参画し且つ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の履修を義務付けることとしました（履修等に必要な手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に履修するよう対応ください。
- ・ これに伴い、JST は、当該研究者等が機構の督促にも拘らず定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。研究機関は、指示に従って研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

4) 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置

- ・ 公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限（1 年）を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減（段階に応じ最大 15%）、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

5) 不正行為等の報告および調査への協力等

- ・ 研究機関に対して不正行為等に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む）があった場合は、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、告発等の受付から

30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を JST に報告ください。

- ・ 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について JST と協議しなければなりません。
- ・ 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を JST に提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JST に報告する必要がある他、JST の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を JST へ提出する必要があります。
- ・ また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。
- ・ 最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、「公的研究費の管理・監査のガイドラン」を参照ください。

14 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成 6 年 6 月 29 日法律第 78 号)、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年 6 月 11 日法律第 63 号)等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

本事業への応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

<参考:主な共用施設・設備等の事例>

○「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設

- ・大型放射光施設「SPring-8」(毎年5 月頃、11 月頃に公募)

<http://user.spring8.or.jp/>

- ・X 線自由電子レーザー施設「SACLA」(毎年5 月頃、11 月頃に公募)

<http://sacra.xfel.jp/>

- ・大強度陽子加速器施設「J-PARC」(毎年5 月頃、10 月頃に公募)

<http://is.j-parc.jp/uo/index.html>

- ・スーパーコンピュータ「京」(平成25 年度は9 月頃に公募予定)

<http://www.hpci-office.jp/>

○先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業(対象27 施設)

<http://kyoyonavi.mext.go.jp/>

○ナノテクノロジープラットフォーム(対象25 機関)

<https://nanonet.go.jp/>

○低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業(3 ハブ拠点、15 サテライト拠点)

<http://www.nims.go.jp/lcnet/>

○つくばイノベーションアリーナ(TIA-nano)

<http://tia-nano.jp/>

○創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4 拠点)

<http://p4d-www.genes.nig.ac.jp/index.html>

○ナショナルバイオリソースプロジェクト

<http://www.nbrp.jp/>

15 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター(※)に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に JST に設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎

研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

16 オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

(http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf)

17 JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果(研究開発ツール)について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照いただけますと幸いです。

詳しくは <http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html> をご覧ください。

18 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

19 リサーチアシスタント(RA)の雇用について

第 4 期科学技術基本計画に「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA(ティーチングアシスタント)、RA(リサーチアシスタント)など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって『博士課程(後期)在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。』という第 3 期基本計画における目標の早期達成に努める。」とあります。

この趣旨を踏まえ、本事業では博士課程(後期)在学者を本事業の共同研究の RA として雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

RA を雇用する際の留意点

- ・ 博士課程(後期)在学者を対象とします。
- ・ 給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外(不正)使用と見なされる場合がありますので十分ご注意ください。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給について JST から制限を設けるものではありません。

20 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募にあたっては、応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

本制度に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(ii) e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力にあたっては、付録(「e-Rad による応募情報入力の方法」)をご参照ください。

- ①電子媒体(アップロードする申請書)に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者用マニュアルを参照してください。
- ②アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は10MBです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。
- ③電子媒体の様式は、アップロードを行う前にPDF変換を行う必要があります。PDF変換はログイン後のメニューからも行えます。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。
- ④提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。
- ⑤応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(iii) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(iv) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは国際科学技術部事業実施担当にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)のホームページ及びe-Radのポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせおよび応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム) 国際科学技術部事業実施担当 平川・久保田	＜お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)＞ easiajrp@jst.go.jp 03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) 受付時間: 10:00～12:00/13:00～17:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日～ 1月3日)を除く
e-Radの操作方	e-Radヘルプデス	0120-066-877(フリーダイヤル)

法に関する問い合わせ	ク	(受付時間帯) 午前9:00～午後6:00※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
------------	---	---

- 国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)ホームページ:
<http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/index.html>
- e-Rad ポータルサイト:<http://www.e-rad.go.jp/>

(v) e-Rad の利用可能時間帯

(月～日)0:00～24:00(24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

21 応募に際してよくある質問

応募に関し、主な Q&A を以下にまとめています。

応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。
年齢等の応募資格の制限はありますか。	年齢制限はございません。
日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。	日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。
JST のさがけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。	本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。
内閣府の最先端・次世代研究開発支援プログラムで研究を実施している場合でも、本公募に応募することができますか。	平成 25 年 4 月に方針が改訂され、可能となりました。

戦略的国際科学技術協力推進事業または国際科学技術共同研究推進事業に既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。	本公募における支援期間が同一相手国・同一研究領域で既に支援されている課題の支援期間と重なる場合は応募できません。 それ以外の場合応募することは可能ですが、採択候補となった場合には研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。
--	---

22 JST の男女共同参画への取り組みについて

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第 3 期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第 4 期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で25%という第3期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に 30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の 1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
中村 道治

JST では、研究とライフイベント(出産・育児・介護)との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。

詳しくは JST 男女共同参画ホームページ(<http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html>)をご覧ください。

応募手順

■ 応募前の注意事項

応募の前に、必ず所属研究機関および研究者が府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録済みであることを確認してください。

本公募への応募は e-Rad を通じて行います。

e-Rad を使用するには、所属する研究機関及び研究者の事前登録が必要です。未登録の場合は、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照し、速やかに登録し、ログイン ID、パスワードを取得してください。

■ 本公募の締切

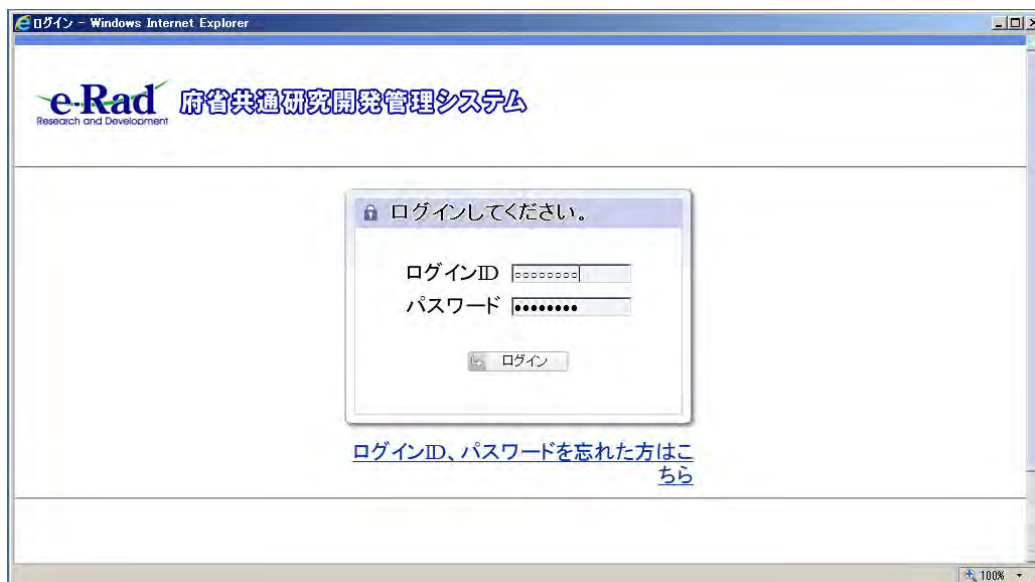
2014 年 5 月 7 日 17:00 厳守

■ 申請書様式のダウンロードと応募方法

1. e-Rad にログインする.....	2
2. 応募する公募名を探す	3
3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする	4
4. 申請書(アップロードする電子媒体)を作成する	5
5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード	6
6. 応募状況を確認する	19

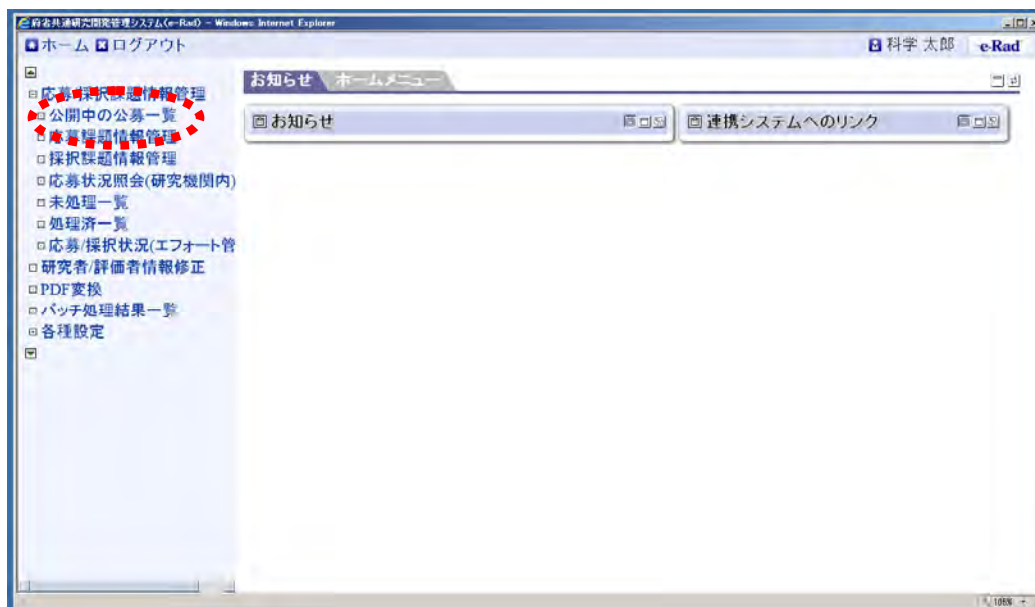
1. e-Rad にログインする

e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) にアクセスします。
ログイン ID、パスワードを入力し、e-Rad へログインしてください。



2. 応募する公募名を探す

研究者向けトップ・メニュー画面の「公開中の公募一覧」をクリックします。



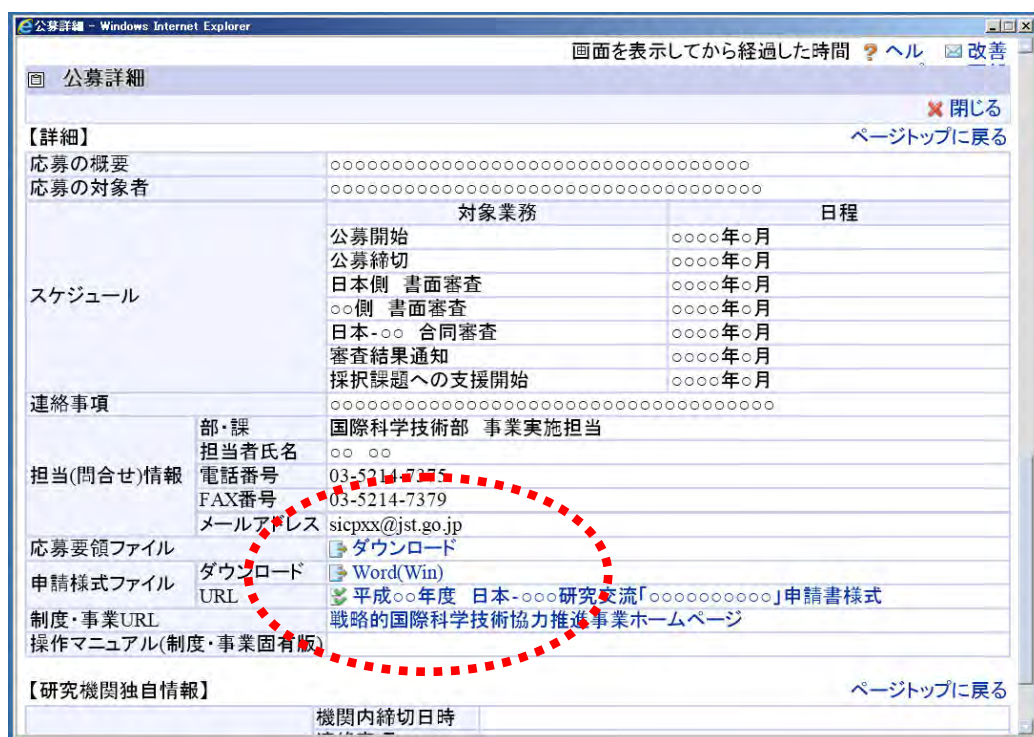
※ 見つからない場合は、検索画面で「国際科学技術共同研究推進事業」を入力して検索できます。

3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする

応募する公募名の「詳細」のボタンをクリックします。



「公募詳細」画面で、公募情報の詳細内容を確認し、公募要領と申請書様式をダウンロードしてください。



4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する

本公募への応募にあたっては、e-Rad への直接入力に加え、PDF 形式に変換した申請書ファイルの e-Rad へのアップロードが必要です。

ダウンロードした公募要領、申請書様式に従って、申請書を作成します。

e-Rad にアップロードできる申請書は、

10MB までの PDF 形式 1 ファイルのみ
(パスワードは設定しないでください)

です。

また、やむを得ずファイルが 10MB を超えてしまう場合は、国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。

申請書の PDF 形式への変換は、e-Rad の PDF 変換画面でも行うことができます (Word、一太郎形式のみ)。操作方法は、[18 ページ「e-Rad による PDF 変換の操作方法」](#)を参照してください。

5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード

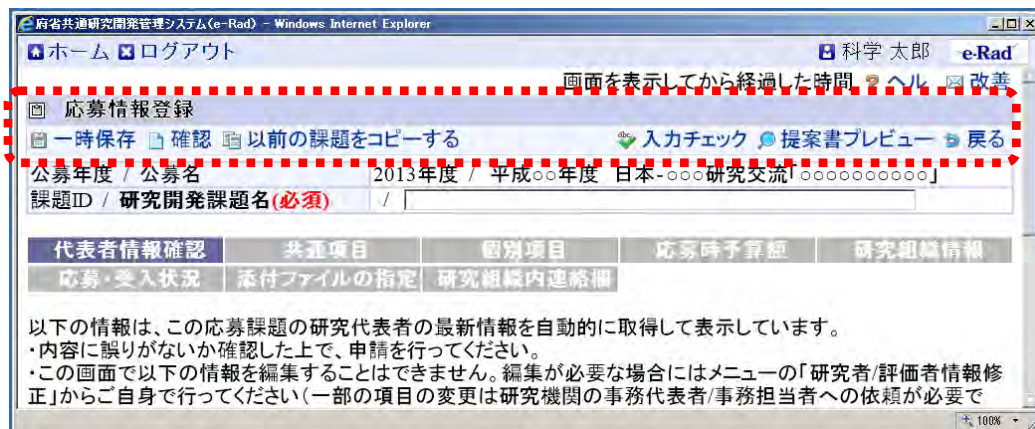
「公開中公募一覧」画面で応募したい公募名の「応募情報入力」をクリックします。



「応募条件」画面に表示された注意事項を確認し、「承諾」をクリックします。



《ポイント：応募情報登録操作ボタンの説明》



応募情報の入力では、画面上部の操作ボタンが使用できます。
ボタン機能を以下に示します。

操作ボタン機能	
一時保存	作成途中に入力内容の保存を行います。 e-Rad は、ログイン後、一定時間（30 分）が経過すると接続が切断されます。適宜、一時保存してください。
確認	入力内容の確認を行います。 全ての項目の入力が完了したら、応募情報を確認してください。
以前の課題をコピーする	過去に作成した応募/採択課題の情報をコピーします。
入力チェック	入力内容のチェックを行うことができます。
提案書プレビュー	現在の入力内容で応募内容提案書 PDF を生成し、入力内容がどのように PDF で表示されるのかを確認できます。
戻る	「応募条件」画面に戻ります。

① 研究開発課題名を入力します

「研究開発課題名」を**日本語**で入力します。

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface in Internet Explorer. The '応募情報登録' (Registration of Application Information) section is active. A red dashed box highlights the '研究開発課題名(必須)' (Research Development Topic (Required)) input field, which contains the text '201×年度 / 平成○○年度 日本-○○○研究交流「○○○○○○○○○○」'. A red arrow points to this field. Below the input fields, there is a section for '研究者情報確認' (Researcher Information Confirmation) with a table of details.

代表者情報確認		募集項目	個別項目	応募時手続	審査情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連携			

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。
 ・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。
 ・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号	20000044
研究機関名(必須)	独立行政法人科学技術振興機構
部局	○○○○部
職階	その他
職名	その他
研究者氏名	漢字 科学 太郎
	フリガナ カガク タロウ
性別	男
生年月日	2013年4月1日
メールアドレス	○○○○○@jst.go.jp

② 登録されている研究者情報を確認します

「代表者情報確認」に表示された研究者情報が応募者自身であることを確認してください。

科学 太郎 e-Rad
画面を表示してから経過した時間 ? ヘルプ 改善

応募情報登録
一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 201×年度 / 平成○○年度 日本-○○研究交流「○○○○○○○○○○」
課題ID / 研究開発課題名(必須) / ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

代表者情報確認	募集項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究副職列挙選択		

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。
 ・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。
 ・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務担当者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号 20000044
 研究機関名(必須) [独立行政法人科学技術振興機構] 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うのかを選択する必要があります。
 部局 ○○○○部
 職階 その他
 職名 その他
 研究者氏名 漢字 科学 太郎
 フリガナ カガク タロウ
 性別 男
 生年月日 2013年4月1日
 メールアドレス ○○○○@jst.go.jp

- ※ e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、申請書類の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。研究機関に所属していない方は、「e-Rad ヘルプデスク」に連絡してください。

③「共通項目」を入力します

「共通項目」ボタンをクリックします。

科学 太郎 e-Rad
画面を表示してから経過した時間 ? ヘルプ 改善

応募情報登録
一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 201×年度 / 平成○○年度 日本-○○○研究交流「○○○○○○○○○○」
課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認 共通項目 個別項目 応募時手続 研究組織情報
応募・受入状況 研究機関連携

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。
・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。
・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号 20000044
研究機関名(必須) [独立行政法人科学技術振興機構]
部局 ○○○部
職階 その他
職名 その他
研究者氏名 漢字 科学 太郎
フリガナ カガク タロウ
性別 男
生年月日 2013年4月1日
メールアドレス ○○○○○@jst.go.jp

「共通項目」画面を表示し、必須事項を入力します。

科学 太郎 e-Rad
画面を表示してから経過した時間 ? ヘルプ 改善

応募情報登録
一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2013年度 / 平成○○年度 日本-○○○研究交流「○○○○○○○○○○」
課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認 共通項目 個別項目 応募時手続 研究組織情報
応募・受入状況 研究機関連携

研究期間(必須) (開始) 年度 から (終了) 年度

研究分野(主)
題目名(必須) キーワード1(必須) キーワード2 キーワード3 キーワード4 キーワード5
その他キーワード1 その他キーワード2

研究分野(副)
題目名(必須) キーワード1(必須) キーワード2 キーワード3 キーワード4 キーワード5
その他キーワード1 その他キーワード2

研究目的(必須)
研究概要(必須)

《ポイント：「共通項目」必須項目入力時の注意点》

◆ 研究期間

公募要領に従って、研究期間を**西暦**で入力します。
(例：2013 年度から 2016 年度（研究終了年度）)

◆ 研究分野（主）

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

◆ 研究分野（副）

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

◆ 研究目的

例：研究目的を**日本語 150 字程度**で入力してください。

◆ 研究概要

例：研究目的を含めた概要を**日本語 800 字程度**で入力してください。

④「個別項目」を入力します

「個別項目」ボタンをクリックして、入力欄を表示させます。
別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」を読み、各項目で説明されている注意事項等に則った応募であることを確認します。
確認が済んだら、「確認しました」を選択します。

The screenshot shows the e-Rad system interface in Internet Explorer. The '個別項目' (Individual Items) tab is selected and highlighted with a red dashed circle. Below the tabs, a message box contains the text: '本研究交流課題募集の公募要領に別紙として付された「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」を読み、各項目で説明されている注意事項等に則った応募であることを確認しましたか？ (必須)'. To the right of this message, a button labeled '確認しました' (Confirmed) is also circled with a red dashed line and has a red mouse cursor icon pointing at it.

⑤「応募時予算額」を入力します

直接経費と間接経費の総額が3年間で31.2百万円以下かつ間接経費は各年度で直接経費の30%となるよう入力してください。

- 12 -

⑥研究組織情報を入力します

「研究組織情報」ボタンをクリックして、研究組織情報の入力欄を表示します。

本応募に関する**研究代表者の情報**を入力します。

共同研究グループがある場合はその研究組織情報を入力します。「追加」ボタンをクリックしてグループ数分の入力欄を追加します。主たる共同研究者（各共同研究グループのリーダー）の氏名、所属研究機関を入力してください。研究代表者は主たる共同研究者から研究者番号、所属研究機関コードを入手してください。

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

(単位:千円)

応募時予算額	初年度予算額 ※1	このタブでの入力額	差額(未入力額) ※2
直接経費	39,999,996	0	39,999,996
間接経費	9,999,999	0	9,999,999

※1「初年度予算額」は、「応募時予算額」タブの1年目に入力されている金額情報です。
 ※2「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。
 [差額(未入力額)]=[初年度予算額]-[このタブでの入力額]

上へ移動 下へ移動 削除

選択	研究者検索	最新情報への更新	役割	研究者番号	機関 ※3 (必須)	専門分野 (必須)	直接経費(千円) ※4 (必須)	間接経費(千円) ※4 (必須)	エフォート (%) (必須)	閲覧・編集権限
				氏名(漢字) 氏名(カナ)	研究機関 部局 職階 役職	学位 役割分担 (必須)				
			研究代表者	20000044 (姓) 科学 (名) 太郎 (姓) カガク (名) タロウ	独立行政法人科学技術振興機構 テスト部 その他 その他	博士				
			研究分担者							

追加 上へ移動 下へ移動 削除

※3 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関の研究者として登録を行うのかを選択
 ※4 各金額欄には研究組織の各メンバーが研究期間1年目に使用する金額を入力します。各タブの研究期間初年度のコピーした金額と同じである必要があります。(合計額は画面上部の「このタ

《ポイント：「共通項目」必須項目入力時の注意点》

◆ 直接経費／間接経費

初年度の予算額を直接経費、間接経費に分けて**千円単位**で入力します。千円以下は切り捨てます。共同研究グループについても、研究代表者グループ同様に全研究期間の研究費総額を、直接経費、間接経費に分けて千円単位で入力してください。

「, (コンマ)」は自動的に挿入されます。

「正しい値を入力してください。」というエラーがでた場合は、「, (コンマ)」が含まれていないか確認してください。

◆ 専門分野

研究代表者および研究分担者の専門分野を**最大 50 字**で入力します。
(全半角混在可能)

◆ 役割分担

研究代表者の役割分担は「**研究代表者**」と入力します。

研究分担者の役割分担は「**研究分担者**」と入力します。

◆ エフォート率

対象の研究者がこの研究を実施するにあたって必要となる「エフォート」を入力します。

エフォートとは、研究者の年間の全仕事時間（研究活動のみならず、教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合に、この研究の実施に必要な配分率(%)を指します。

主たる共同研究者についても主たる研究代表者が本研究に割くエフォート率を入力してください。

⑦応募・受入状況を確認します

「応募・受入状況」ボタンをクリックし、「応募・受入状況」画面を表示します。e-Rad上に登録されている研究者の採択状況/応募状況が自動的に表示されます。表示内容が正しいか確認します。

このタブでは、各研究者の採択状況 応募状況の確認を行います。これらの情報はe-Rad上に登録されている各研究者の情報を自動的に取得して表示しています。
・この画面で以下の情報を編集することはできません。エフォートの修正を行いたい場合にはメニューの「応募/採択状況(エフォート管理)」、採択課題情報の修正はメニューの「採択課題管理」から変更申請を行ってください。

研究者氏名	科学 太郎
本応募での役割	研究代表者
採択状況	
e-Rad 公募	配分機関名 公募名 研究期間 金額(千円) エフォート(%)
公募	事業名 研究開発課題名 役割 開始年度~終了年度
応募状況	
e-Rad 公募	配分機関名 公募名 研究期間 金額(千円) エフォート(%)
公募	事業名 研究開発課題名 役割 開始年度~終了年度

※ エフォート率を修正する場合は、トップ・メニュー画面の「応募/採択状況

(エフォート管理)」から変更申請を行ってください。

※ 採択課題情報を修正する場合は、「採択課題管理」から、変更申請を行ってください。

⑧応募情報ファイル（申請書）をアップロードします

「添付ファイルの指定」ボタンをクリックし、アップロード画面を表示します。
作成した申請書（**PDF 形式 1 ファイル、最大 10MB まで**）を「参照」ボタンで指定し、「アップロード」ボタンをクリックします。

The screenshot shows the 'e-Rad' application system interface. The top navigation bar includes 'ホーム' (Home) and 'ログアウト' (Logout). The main content area is titled '応募情報登録' (Application Information Registration). Below this, there are tabs for '代表者情報確認' (Representative Information Confirmation), '応募・受入状況' (Application/Receipt Status), '添付ファイルの指定' (Attachment File Specification), '個別項目' (Individual Items), '応募時予算額' (Application Budget), and '研究組織情報' (Research Organization Information). The '添付ファイルの指定' tab is selected and highlighted with a red dashed circle. Below the tabs, there is a table with columns: '名称' (Name), '形式※1' (Format), 'サイズ※2' (Size), 'ファイル名' (File Name), and '処理' (Action). The table contains one row: '応募情報ファイル(必須)' (Application Information File (Required)), '[pdf]', '10MB', and an empty 'ファイル名' field. A red dashed circle highlights the '参照' (Reference) button next to the 'ファイル名' field. Below the table, there is a red dashed circle around the 'アップロード' (Upload) button. The interface also includes a search bar at the top right and a 'ヘルプ' (Help) link.

アップロードがうまくいかない場合は、ファイル形式(PDF 形式)、サイズ(10MB 以下)を確認してください。

なお、本公募での参考資料の提出は不要です。

科学 太郎 e-Rad

画面を表示してから経過した時間 ヘル 改善

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 201×年度 / 平成○○年度 日本-○○○研究交流「○○○○○○○○」

課題ID / 研究開発課題名(必須) / ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

代表者情報確認	共通項目	研究組織内連絡欄	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定			

このタブは、研究組織内での連絡を行うために使っていただけるテキスト入力エリアです。

- ・研究組織のメンバ（研究分担者/研究分担機関）は、それぞれに付与された「編集・閲覧権限」に従って編集・閲覧を行うことができます。提出後には権限を持たないメンバも閲覧が可能となります。
- ・このタブの情報は、この課題の研究組織のメンバのみに表示されます。それ以外のユーザ（所属する研究機関や提出先の配分機関の担当者、研究組織に存在しない研究者など）に対してこのタブの情報が表示されることはありません。また、入力された内容が申請書類としてPDFファイルへ出力されることもありません。

あと10000文字

研究組織内連絡欄

※10000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字チェック

入力が完了したら、「**提案書プレビュー**」ボタンをクリックします。

[illegible]

- 16 -

正しく表示されていることを確認し、PDF 画面を閉じます。

[illegible]

応募情報登録画面の「確認」ボタンをクリックします。

[illegible]

「応募情報登録確認」画面が表示されます。

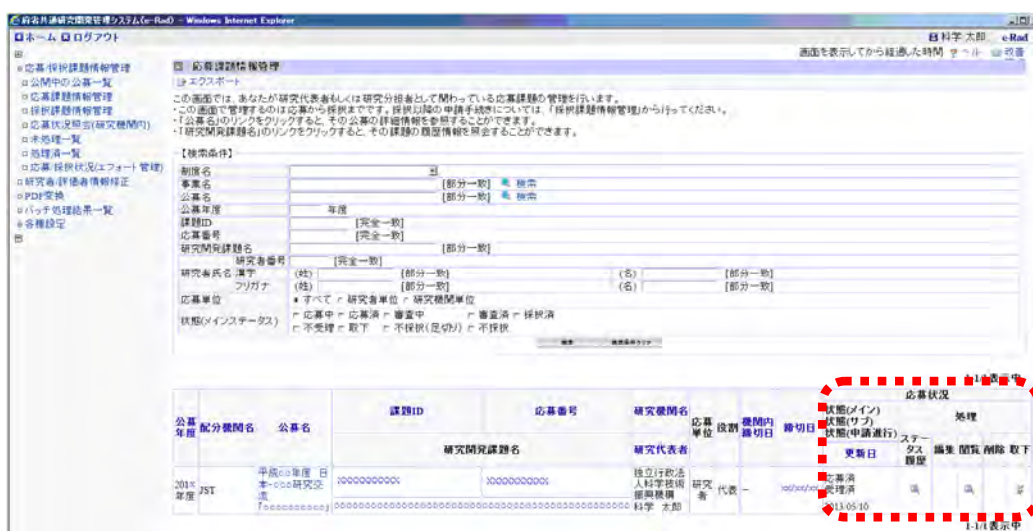
不備がなければ、「実行」をクリックして応募書類を JST へ提出します。

6. 応募状況を確認する

研究者向けトップ・メニュー画面の「応募課題情報管理」をクリックします。



「応募課題情報」画面を表示します。



提出締切日時までに受付状況が「配分機関処理中」となっていない応募書類は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad ヘルプデスクまで速やかに連絡してください。

公募期間終了後、応募書類に不備がないこと、応募要件を満たしていること、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、応募が正式に受理されます。正式に受理されると、応募情報のステイタスが、「受理済」に変わります。

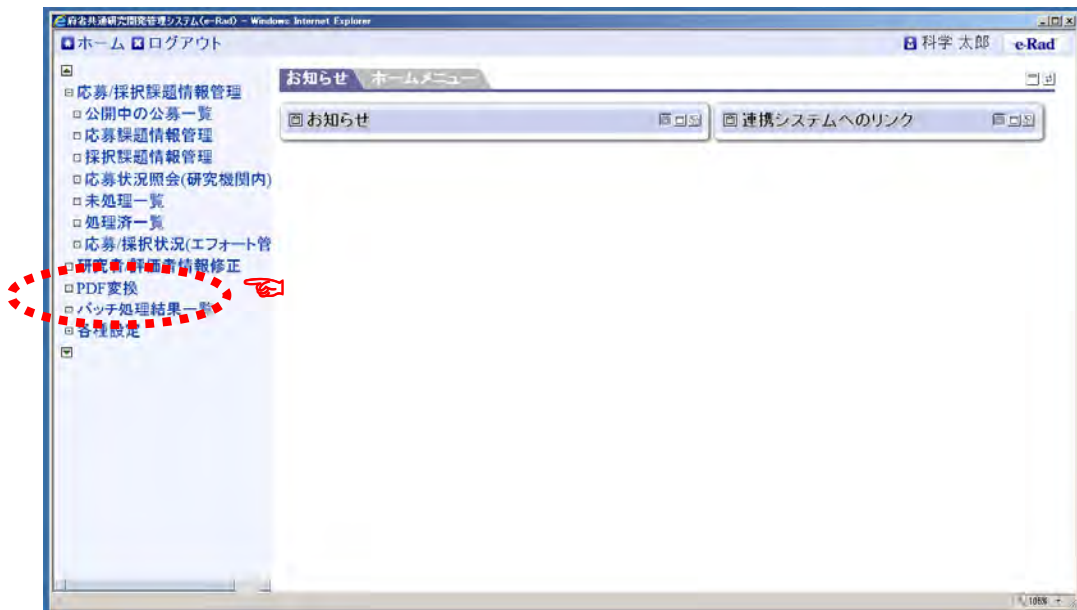
以上で、応募完了です。

補足

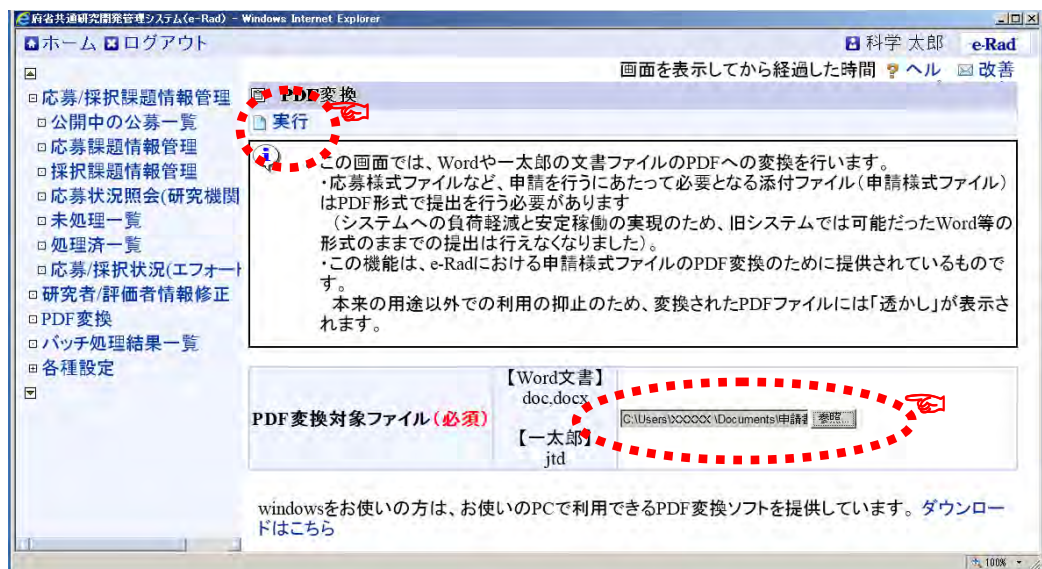
申請書(アップロードする電子媒体)の PDF 形式への変換は、e-Rad の PDF 変換画面でも行うことができます (Word、一太郎形式のみ)。

【e-Rad による PDF 変換の操作方法】

e-Rad トップ画面から、「PDF 変換」を選択します。

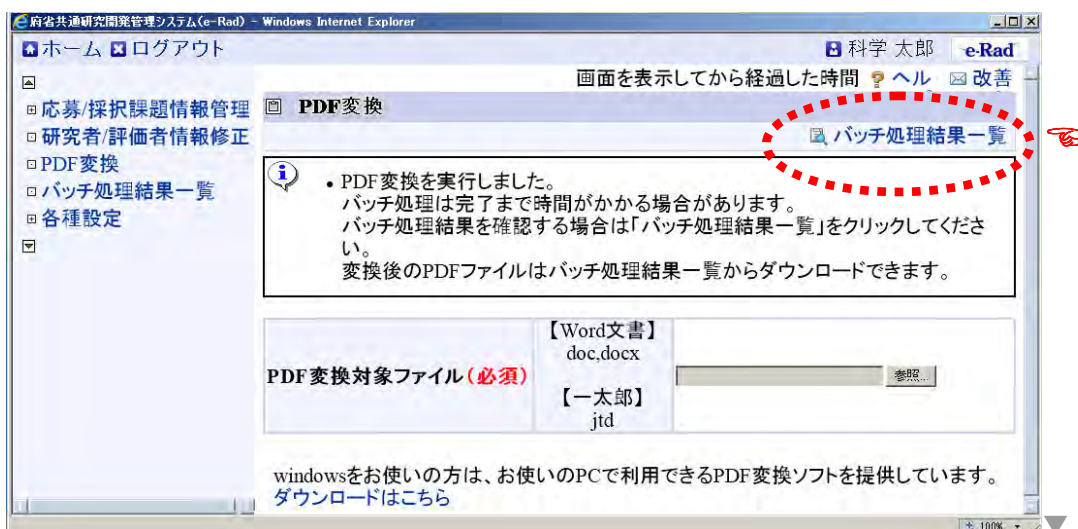


「PDF 変換対象ファイル」ボックスで、変換したいファイルを指定し、「実行」ボタンをクリックします。

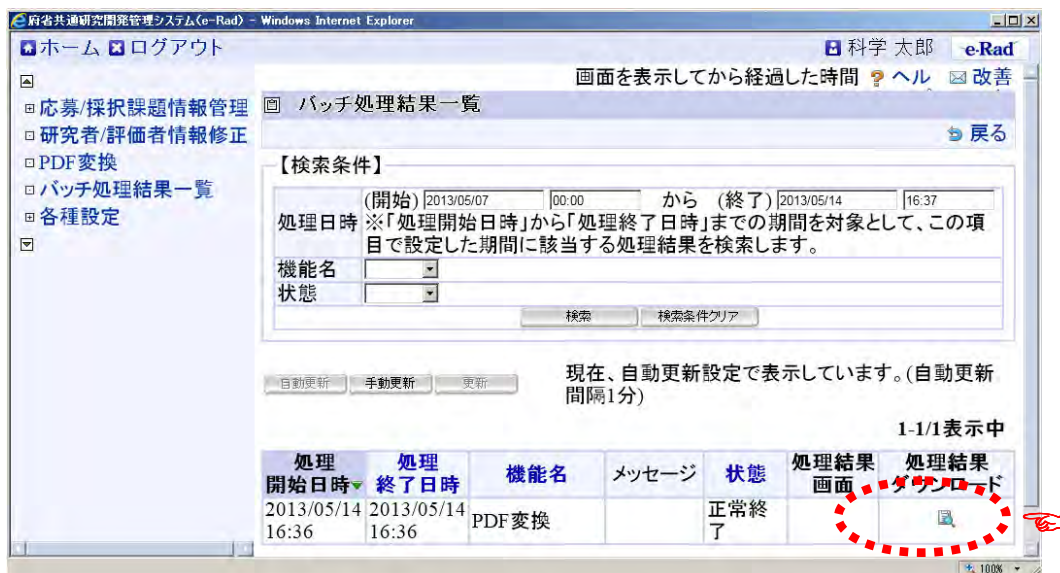


※ 申請書の元ファイル（Word、一太郎）に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。

PDF 変換が完了しました。変換された PDF ファイルは、「バッチ処理結果一覧」画面から、確認できます。



バッチ処理結果一覧の「処理結果ダウンロード」ボタンをクリックし、変換された PDF の確認をします。



間違いがなければ、ダウンロードした PDF ファイルを、保存して完了です。